

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

1 商工労政

- (1) 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。
- (2) 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。
- (3) 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。
- (4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。
- (5) 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。
- (6) 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。
- (7) 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。

商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。

登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 観光

- (1) 観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (2) 観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。
- (3) 温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(商工観光関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細項目	商工観光関係		
事務事業名	商工観光関係事業		専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会・観光分科会
区分	項目	調整方針				
1 商工 労政	(1) 企業誘致に関する助成	企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 調整方針説明資料（P.1参照）				
	(2) 中小企業振興資金融資制度	中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.4参照）				
	(3) 中小企業火災特別資金融資制度	中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（P.5参照）				
	(4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（P.6参照）				
	(5) 勤労者住宅建設資金融資制度	勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.7参照）				
	(6) 勤労者教育資金融資制度	勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（P.8参照）				
	(7) 商店街振興施策	商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.9～11参照）				
	(8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センター	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.12参照）				
2 観光	(1) 観光イベント助成事業等	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.13～15参照）				
	(2) 観光PR事業	観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.16参照）				
	(3) 温泉施設等維持管理	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.17参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	企業誘致に関する助成			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針	企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】 西条市先端技術産業振興条例</p> <p>【目的】 先端技術産業の工場等を新設又は増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって、先端技術産業の立地を促進し、もって本市産業構造の多角化と地域産業の振興及び市民福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 先端技術産業（エレクトロニクス、メカエレクトロニクス、光通信、新素材、バイオテクノロジー及び精密機器）の工場等を新設又は増設するものに対し奨励措置を講ずる。</p> <p><対象> 新設：減価償却資産取得価格 1億円以上 常時雇用従業員 30名以上 増設：減価償却資産取得価格 5千万円以上 常時雇用従業員 10名以上</p> <p><奨励金> 生産施設等の延べ床面積×2,500円/m² (限度額：5千万円)</p> <p><諮問機関> 西条市先端技術産業振興審議会 委員 若干名で組織し、市議会議員、学識経験者及び市職員から市長が委嘱又は任命。 任期 2年 報酬 7,100円/日</p> <p>【実績】 2社（S60～） 奨励金額：106,498千円</p>	<p>【名称】 東予市工場立地促進条例</p> <p>【目的】 市の区域内に工場を立地する者に対して奨励措置を講ずることにより工場立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図る。</p> <p>【内容】 製造業、電気業、ガス業、道路貨物運送業等の工場等を新設又は増設する者に対し奨励措置を講ずる。</p> <p><対象> ・投下固定資産5億円（中小企業5千万円）以上 ・常時雇用従業員30人（中小企業5人）以上</p> <p><奨励金> ・工場等立地促進奨励金 課税標準額×2/100（限度額：3,000万円） ・雇用促進奨励金 新規市内雇用者×30万円（限度額：1,000万円） 新規常時雇用従業員20人（中小企業5人）以上 ・環境保全施設等奨励金 施設設置費（環境保全施設、福利厚生施設、防災保安施設）または生産施設、試験研究施設の延べ床面積×2,500円のいずれか低い額 (限度額：2,000万円)</p> <p><諮問機関> 東予市工場立地促進委員会 委員 7名以内（市議会議員、市職員、学識経験者の中から市長が委嘱または任命） 任期 3年 報酬 7,200円/日</p> <p>【実績】 8社（S63～） 奨励金額：176,557千円</p>	<p>【名称】 丹原町工場誘致条例</p> <p>【目的】 工場を新設又は増設することを奨励し、もって産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 工場を新設し、若しくは増設する者に対し必要に応じ用地の取得、労務の充足その他工場設置上必要な事項について援助あつせんその他の便宜を供与するものとする。</p> <p><奨励措置> 新設し若しくは増設した日以降直近の年度から起算して3ヵ年度に限り、奨励金及び利子補給金を予算の範囲内において交付するものとする。 新設若しくは増設のため特に関連のある道路の整備その他の便宜を供与した場合には、これに要した経費は、奨励金とみなす。</p> <p><対象> ・固定資産の額 5,000万円以上 常時雇用従業員 20人以上 増設：固定資産の額 5,000万円以上 常時雇用従業員 10人以上</p> <p><奨励金> 工場を新設し、若しくは増設した部分に対し課せられる固定資産税額に割合を乗じて得た額に相当する額 初年度 10分の10 第2年度 10分の8 第3年度 10分の6</p> <p><利子補給金> 用地取得資金（借入金）×2.5% (限度額：年500万円)</p> <p>【実績】 1社（H元～） みなし奨励金：道路整備</p>	<p>【名称】 小松町工場誘致条例</p> <p>【目的】 小松町に工場を新設又は増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって産業の振興と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・工場の新設又は増設するものに対し、必要に応じ用地の取得、援助、斡旋又は便宜の供与をすること。（操業開始以前においても町長が認めるときは、これを行うことができる。） <奨励措置> ・奨励金を交付すること。 ・必要に応じ用地の取得、援助、斡旋又は便宜の供与をすること。（当措置に要した経費は、奨励金とみなす。）</p> <p><対象> 新設：固定資産の額 5,000万円以上 常時雇用従業員 20人以上 増設：固定資産の額 5,000万円以上 常時雇用従業員 10人以上</p> <p><奨励金> 操業開始後固定資産税が課せられることとなった年度から固定資産税額に割合を乗じて得た額 年度 新設 増設 初年度 100分の100 100分の50 第2年度 100分の80 100分の40 第3年度 100分の60</p> <p>【実績】 3社（H5～） 奨励金額：111,655千円 みなし奨励金：水路改修、道路整備等</p>	<p>地域によって実情が異なるため、助成内容等が異なる。</p>	<p>新市移行後速やかに新たな制度を創設する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	企業誘致に対する助成			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】 西条市工場等移転促進要綱</p> <p>【目的】 本市の都市づくりと地域環境の整備並びに産業の振興を図るため、市内の工場等を西ひうちへの移転及び新設等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・低利融資 利率：長期プライムレートから定期預金利率と通知預金利率との差の3分の1の率を差し引いた率。 期 間：7年間（据置き 1年間） 限度額：建設費の30%以内 3億円</p> <p>・分譲価格の減額 移転（住居・商業地域）・・・10% "（上記以外）・・・8% 新設・・・5%</p> <p>【諮問機関】 西条市工場等移転促進委員会 （助役、総務部長、建設部長、生活福祉部長、企画産業部長）</p> <p>【実績】 H14年度 実績なし H15年度 "</p>						
<p>【名称】 西条市工場誘致条例</p> <p>【目的】 市内に工場を新設または増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって、産業の振興と市民福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・固定資産税の減免 ・奨励金の交付</p> <p>【実績】 昭和45年4月以降、諸般の事情により同条例に基づく奨励措置は、適用を留保している。（条例廃止を前提）</p>						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係		
事務事業名	中小企業振興資金融資制度			専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】 西条市中小企業振興資金融資</p> <p>【目的】 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。</p> <p>【制度の概要】 ・市(町)は、予算で定める金額を融資基金として保証協会に無利子で預託し、保証協会は当該預託金を金融機関に預け入れる。金融機関は、当該預け入れと債務保証により預託金の10倍に相当する融資枠を設定して運用する。 ・融資の対象：市(町)内において1年以上事業を営んでいる個人又は法人の中小企業者及び中小企業協同組合法に基づく協同組合等で、市税を完納している者 ・資金の用途：運転資金、設備資金 ・融資限度額：500万円 ・融資期間：5ヶ年以内 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から1.3%を減じた利率 ・返済方法：期限内の各月元金均等分割払い。3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p>【実績】 ・預託金額：2億5,000万円 ・融資枠：25億円 ・14年度融資実績：125件 482,000,000円 ・14年度末融資残高：609件 1,513,465,000円</p> <p>【保証料助成制度】 ・交付実績 13年度 117件 9,023,000円 14年度 106件 7,908,124円</p>	<p>【名称】 東予市中小企業振興資金融資</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左 ・融資の対象：同左 ・資金の用途：同左 ・融資限度額：同左 ・融資期間：同左 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から0.5%を減じた利率 ・返済方法：同左</p> <p>【実績】 ・預託金額：1億円 ・融資枠：10億円 ・14年度融資実績：97件 409,900,000円 ・14年度末融資残高：251件 694,349,000円</p> <p>【保証料助成制度】 ・交付実績 13年度 4件 166,145円 14年度 24件 1,714,357円</p>	<p>【名称】 丹原町中小企業振興資金融資</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左 ・融資の対象：同左 ・資金の用途：同左 ・融資限度額：同左 ・融資期間：同左 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から0.4%を減じた利率 ・返済方法：同左</p> <p>【実績】 ・預託金額：1,000万円 ・融資枠：1億円 ・14年度融資実績：11件 49,500,000円 ・14年度末融資残高：31件 75,356,000円</p> <p>【保証料助成制度】 ・交付実績 13年度 3件 223,155円 14年度 3件 255,662円</p>	<p>【名称】 小松町中小企業振興資金融資</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左 ・融資の対象：町内に在住又は主たる事務所を有し、1年以上中小企業を営んでいるもの。 ・融資の用途：同左 ・融資限度額：運転資金 150万円 設備資金 200万円 (併用して融資を受ける場合 最高限度額:300万円) ・融資期間：運転資金 2ヶ年以内 設備資金 3ヶ年以内 ・融資利率：町、協会、金融機関が協議の上決定 ・返済方法：期限内の各月元利均等払い。設備資金に限り3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p>【実績】 なし</p> <p>【保証料助成制度】 ・交付実績 近年なし</p>	2市2町の制度内容に差異がある。	合併時に調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	中小企業火災特別資金融資制度			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針	中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】 中小企業火災特別資金融資</p> <p>【目的】 西条市と市が指定する金融機関（伊予銀行）が協定して、火災により経営困難となった中小企業者に対し必要な資金の融通を行い、もって企業の再建を促進し経営の安定を図る。</p> <p>【制度の概要】 ・市は、予算に定める金額を融資基金として金融機関に無利子で預託する。 ・預託金額 5,000 千円 ・預託期間 1 年 ・預託先 伊予銀行 ・融資枠 預託金額の 4 倍の額 ・融資対象 ア 本市において 1 年以上事業を営んでいる者で、火災後引き続き同一事業を営む再建意欲のある者。 イ 火災による被害を被った物件が店舗及び事業所である者。 ウ 火災保険による填補及び取引金融機関の融資を受けてもなお再建資金に不足が生じる者。 ・融資限度額 1,000 万円 ・融資期間 10 年 ・融資利率 伊予銀行短期プライムレート ・返済方法 毎月元金均等分割払い。 ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。</p> <p>【実績】 平成 7 年度 1 件 融資金額 1,000 万円 平成 8 年度以降、申請なし</p>				西条市だけの制度である。	西条市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
	<p>【名称】東予市中小企業退職金共済制度加入促進補助金</p> <p>【目的】 中小企業従業員の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済法に定める掛け金の一部を補助することにより、退職金共済契約の促進を図り、もって従業員の福祉の向上と中小企業の振興に寄与する。</p> <p>【制度の概要】 新規に中小企業者とその従業員について共済契約を締結した場合において、その共済契約が効果を生じた日の属する月から起算して12か月分の共済掛金を契約に定めるところにより納期限内に納付した中小企業者に対し、補助金を交付する。この補助金は、納付の対象となった従業員1人1ヶ月6,000円の掛金を限度として1年間掛金の100分の25以内の範囲内で助成する。 (1人当り助成限度額：18,000円)</p> <p>「中小企業者の条件」 <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約が新規契約であること ・常時雇用する従業員が30人未満の事業所であること ・東予市において引き続き1年以上事業を営んでいること ・市税を完納していること </p>				東予市だけの制度である。	東予市の例を基本に調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い	細項目	商工観光関係		
事務事業名	勤労者住宅建設資金融資制度	専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町に差異がある。	合併時に調整する。
<p>【名称】西条市勤労者住宅建設資金融資制度</p> <p>【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【制度の概要】 市（町）は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金庫に預託し、労働金庫は預託金の4倍の融資枠を設定し運用する。 ・融資対象者 ・市（町）内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、市（町）内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者 ・融資限度額 800万円 ・融資期間 貸付月の翌月から起算して25年以内 ・貸付利率 年3.54%（固定） ・返済方法 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用</p> <p>【預託金】 7,000万円（利率：0.15%）</p> <p>【融資枠】 2億8千万円</p> <p>【実績】 融資累計 851,590,000円：248件（H14年度末） 融資残高 163,428,962円（"） 融資実績 13年度 1件 8,000千円 14年度 融資実績なし</p>	<p>【名称】東予市勤労者住宅建設資金融資制度</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左</p> <p>・融資限度額 800万円 ・融資期間 同左 ・貸付利率 同左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還</p> <p>【預託金】 3,000万円（利率：0.15%）</p> <p>【融資枠】 1億2千万円</p> <p>【実績】 融資累計 279,500,000円：106件（H14年度末） 融資残高 25,778,591円（"） 融資実績 平成13年度 融資実績なし。 平成14年度 "</p>	<p>【名称】丹原町勤労者住宅建設資金融資制度</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左</p> <p>・融資限度額 500万円 ・融資期間 同左 ・貸付利率 同左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還</p> <p>【預託金】 800万円（利率：0.00%）</p> <p>【融資枠】 3,200万円</p> <p>【実績】 融資累計 52,960,000円：15件（H14年度末） 融資残高 23,111,094円（"） 融資実績 平成13年度 1件 5,000千円 平成14年度 融資実績なし</p>	<p>【名称】小松町勤労者住宅建設資金融資制度</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左</p> <p>・融資限度額 500万円 ・融資期間 同左 ・貸付利率 同左 ・返済方法 西条市と同</p> <p>【預託金】 700万円（利率：0.00%）</p> <p>【融資枠】 2,800万円</p> <p>【実績】 融資累計 33,500,000円：10件（H14年度末） 融資残高 5,354,363円（"） 融資実績 平成13年度 融資実績なし。 平成14年度 "</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	勤労者教育資金融資制度			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針	勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】西条市勤労者教育資金融資制度</p> <p>【目的】 勤労者又は勤労者の家族の教育に必要な資金を融資することにより、教育の機会均等を図り、もって勤労者の福祉の増進と教育の発展に寄与する。</p> <p>【制度の概要】 市は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金庫に預託し、労働金庫は預託金の2倍の融資枠を設定し運用する。</p> <p>・融資対象者 ・市内に住所を有し、又は有しようとする勤労者。 ・満20歳以上満60才以下の者で、原則として同一事業所に1年以上勤務している者。 ・市税を完納し、前年所得が200万円以上1千万円未満の者</p> <p>・融資限度額 200万円 ・資金の用途：高校卒業後就学年数2年制以上の学校における教育に必要な資金。</p> <p>・融資期間 5年以内 ・貸付利率 市と労働金庫が協議し決める。 2.0% ・返済方法 毎月分割元利均等償還又は半年賦償還併用</p> <p>【預託金】 7,000万円（無利子）</p> <p>【融資枠】 1億4千万円</p> <p>【実績】 融資累計 206,600,000円：121件（H14年度末） 融資残高 65,091,449円（"） 融資実績 13年度 8件 14,500千円 14年度 融資実績なし</p>	<p>【名称】東予市勤労者教育資金融資制度</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【制度の概要】 同左</p> <p>・融資対象者 同左</p> <p>・融資限度額 同左 ・資金の用途 同左</p> <p>・融資期間 同左 ・貸付利率 同左</p> <p>・返済方法 同左</p> <p>【預託金】 2,000万円（無利子）</p> <p>【融資枠】 4千万円</p> <p>【実績】 融資累計 46,000,000円：27件（H14年度末） 融資残高 15,583,909円（"） 融資実績 13年度 1件 2,000千円 14年度 融資実績なし</p>	〔該当なし〕	〔該当なし〕	西条市と東予市のみの制度である。	西条市及び東予市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係	
事務事業名	商店街振興施策			専門部会名	産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針	商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>[商店街振興組合等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 登道商店街振興会（H7.10.23 西条登道商店街振興組合を解散し、H9.1.1 振興会として発足） 西条栄町上組商店街振興組合 H13 商業活性化事業補助金（コーヒーフェア） 250,000 円 H14 商業活性化事業補助金（コーヒーフェア） 200,000 円 H14 商店街環境整備事業補助金（アーケード改修） 2,329,000 円 西条栄町商店街振興組合 H13 がんばる商店街支援事業補助金（電光掲示板） 770,000 円 西条中央商店街振興組合 西条紺屋町商店街振興組合 西条東町商店街振興組合 <p>（再掲） 栄町上組商店街アーケード改修事業補助金 （国県補助を伴うもの）</p> <p>【補助金の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内 <p>【実績】</p> <p>平成 14 年度 2,329,000 円</p>	<p>[商店街振興組合等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前中央通り商店街 壬生川駅前商店街 大正通り商店街振興組合 新地通り商店街 三津屋本通り商店街振興会 上本河原通り商店街 三芳商店街 <p>東予市商店街共同施設設置事業補助金（市単）</p> <p>【補助金の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路灯 資産取得価格の 30%以内 アーケード 資産取得価格の 15%以内 その他の共同施設 資産取得価格の 10%以内 <p>【実績】</p> <p>平成 14 年度 1 件 1,134,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 新地通り商店街の街路灯新設 14 基に対して補助 	<p>[商店街振興組合等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹原町商店連盟 	<p>[商店街振興組合等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 小松駅前商店連盟 	<p>地域によって実情が異なり、助成の基準、金額等がまちまちである。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p> <p>商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。</p> <p>登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係		
事務事業名	商店街振興施策			専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>[西条商店街まちづくり協議会補助金]</p> <p>【目的】 同協議会へ補助金を交付することにより市内商店街の活性化及び健全な育成を図る。</p> <p>【構成】 所期の目的を達成するため、 ・大型店問題対策事業部会 ・活性化対策事業部会 ・福利厚生・渉外事業部会を組織。 (役員) 会長1名、副会長1名、顧問2名、 会計理事1名、監事2名</p> <p>【補助金額】 13年度 450,000円 14年度 450,000円</p>		<p>[丹原町商店連盟補助金]</p> <p>【目的】 商店街の振興発展のため、夜市、年末大売出し、街路灯保守整備の各事業を行う。</p> <p>【構成】 会長1名・副会長2名・監事2名・役員21名・ 会員数77名</p> <p>【補助金】 13年度 1,090,000円 14年度 1,090,000円</p>					
		<p>[丹原商店街振興対策協議会補助金]</p> <p>【目的】 商店街の振興と活性化対策について、調査研究を実施し、商工業者自ら問題及び改善に向けた目的意識の高揚を図る。</p> <p>【構成】 14名(会長1名・副会長1名・委員12名)</p> <p>【実施状況】 13年度：大分県九重町・千歳村視察(商品券事業) 14年度：商品券事業の問題点と有効活用について検討。</p> <p>【補助金】 200,000円</p>					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係		
事務事業名	商店街振興施策			専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>[商店街コミュニティ施設建設用地]</p> <p>【目的】 既存商店街に隣接する当該用地の有効活用を図り、駐車場、憩いの広場、会議室等を備えたコミュニティセンターを建設し、遊びと買い物为一体となつてできる安らぎの空間をつくり、消費者からも親しまれる魅力ある商店街づくりを推進し、商店街活性化の一助とする。 なお、当面は、土地の有効活用を図るため、かつ地元商店街からの要望の一つでもある駐車場として活用する。 （西条中央及び西条栄町商店街振興組合に使用許可）</p> <p>【地積等】 大町1707-1 宅地 1411.33㎡ 大町1707-20 宅地 30.14㎡ 購入(H7.3)金額 283,430,479円</p> <p>【賃貸料】 H11.4～現在 2,160千円</p> <p>[登道第一駐車場]</p> <p>【目的】 市街地の環境整備を行い、地域の振興と商店街の活性化を前提として、当面、来訪者、買い物客の利便等を図るため、駐車場の広場を確保し有効利用する。</p> <p>【経過】 S57.12 栄町上組、登道、駅西大通り共栄会から、駐車場建設について陳情 S59.3 駐車場予定地を買収 ・地積：1,665.93㎡ ・購入額：135,681,409円 S59.10 栄町上組、登道振興会、駅西共栄会と賃貸借契約を締結、オープン。 S60.3 公衆便所及び自転車置場完成 H11.4 契約解除申し出により契約解除、登道商店街振興会と土地賃貸借契約を締結し、今日に至る。</p> <p>【賃貸料】 14年度 1,344千円</p>							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細項目	商工観光関係		
事務事業名	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センター		専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】ひうち会館</p> <p>【設置目的】 平成5年8月、西ひうちの土地分譲代金の剰余金で、西ひうち立地企業の便益施設として建設。</p> <p>【施設内容】 開館：平成5年9月1日 構造：鉄筋コンクリート造 4階建て 敷地面積：7,970.07㎡ 延床面積：2,210.91㎡ 工事費：706,728千円 備品購入費：81,895千円 各階内訳： 1階 レストラン、事務室、宿直室 2階 特別室、和室(39畳)、第1会議室、展示室(第2,3会議室) 3階 大研修室、第1、第2小研修室討議室 4階 宿泊室(定員40名洋室18、和室2)</p> <p>【経過】 開館当初から、(有)レストひうち会館に業務委託を行ってきたが、収支均衡が図れず、抜本的な見直しの結果、財産上の扱いを行政財産から普通財産に移し、全館を減額貸付することとなった。 これを受けて、平成14年4月から、ひうち立地企業連絡協議会に年額60万円で減額貸付し、現在に至っている。</p>	<p>【名称】東予市産業学習館</p> <p>【目的】 産業に関する知識と理解を深めるため、市民に学習の場を提供するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【施設】 ・所在地：東予市三津屋南2-54（JR壬生川駅隣） ・開館時間：10：00～17：00 ・休館日：毎週月曜日、月末日、祝日、年末年始</p> <p>【施設の概要】 ・構造：鉄骨造2階建 ・敷地面積：1,799.33㎡ ・建築面積：512.28㎡ ・フロアガイド： 1F：展示コーナー、体験学習室、事務室 2F：テーマ展示室、産業学習室、視聴覚室</p> <p>【人員配置】 嘱託員3名</p> <p>【事業内容】 本市特産の手すき和紙を用いた「手すき和紙俳画教室」、手すき和紙ちぎり絵教室、「和紙ぞうりづくり教室」などの各種教室の開催や、それら教室の「作品展」、また市内外の保育所、幼稚園、小中学校などによる施設見学、企業等の協力を得ての産業紹介展などを開催している。</p> <p>【運営協議会】 産業学習館の適正かつ円滑な運営に資するため同協議会を設置している。 委員：10名（企業、婦人会、JC、市校長会など） 任期：2年 委員報酬：13,000円/人（年額）</p> <p>【年間維持管理費】 予算額：11,076千円（14年度）</p>		<p>【名称】小松町まちづくり開発センター</p> <p>【目的】 町民を中心としたまちづくり推進の拠点施設並びに町産品を活用した特産品開発を推進する施設</p> <p>【施設】 所在地 小松町大字新屋敷甲2934番地1 開館時間 午前8：30～午後10：00 休館日 毎週火曜日</p> <p>【施設の概要】 構造 A棟 鉄骨造平屋建て B棟 木造平屋建て 敷地面積 1281.06㎡ 建築面積 A棟 170㎡ B棟 200㎡</p> <p>【人員配置】 施設管理委託者 1人</p> <p>【事業内容】 まちづくり推進並びに特産品開発推進のため、調査、集会、研修、開発、研究等の事業</p> <p>【運営協議会】 まちづくり推進並びに開発センターの適正な管理と運営の円滑化を図るための協議会 委員：20名（助役、商工団体、利用団体など） 任期：2年 委員報酬：7,500円/人（回）</p> <p>【年間維持管理費】 予算額：2,957千円（14年度）</p>		<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細項目	商工観光関係		
事務事業名	観光イベント助成事業等		専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会
調整方針	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】 市民納涼花火大会</p> <p>【内容】 天正13年戦死した人々の霊を慰めるため送り火として花火を打ち上げたのが始まりと伝えられる伝統ある花火大会 打上花火約2,000発</p> <p>【主催】 西条市観光協会</p> <p>【実施日】 8月17日</p> <p>【実施場所】 西条市上喜多川（禎祥寺）</p> <p>【補助金額】 平成13年度 300,000円 平成14年度 300,000円</p> <p>【交付先】 西条市観光協会</p>	<p>【名称】 おかげん祭花火大会</p> <p>【内容】 安芸巖島神社にならって行われている鷲森神社の神事に先立って催される花火大会 打上花火約1,400発</p> <p>【主催】 東予市観光協会</p> <p>【実施日】 旧暦6月17日</p> <p>【実施場所】 壬生川内港周辺</p> <p>【補助金額】 平成13年度 200,000円 平成14年度 200,000円</p> <p>【交付先】 東予市観光協会</p>			<p>2市2町で取り組んでいるイベント内容に相違があり、調整を要する。</p> <p>実施主体が各種団体となっており団体との調整が必要。</p> <p>伝統と歴史があるイベントが多いことから調整に時間を要す。</p> <p>補助金額に差異があり、調整を要する。</p> <p>助成基準もまちまちであり、調整を要する。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	
	<p>【名称】 夏彩祭</p> <p>【目的】 「明るく豊かな社会の実現」と「心に残るふるさとづくり」を二大テーマとし、市民総参加を目指した手作りのイベントで、市民連帯意識及び愛郷心の高揚を図る。</p> <p>【主催】 夏彩祭実行委員会</p> <p>【実施日】 毎年8月第2日曜日</p> <p>【実施場所】 東予市運動公園</p> <p>【内容】 昼の部（10：00～17：00） ・各種イベントの開催 夜の部（17：00～21：00） ・盆踊り、花火等のイベントの開催</p> <p>【参加者数】 約20,000人</p> <p>【補助金額】 平成13年度 2,500,000円 平成14年度 3,500,000円 (市制30周年記念事業のため増額)</p> <p>【交付先】 夏彩祭実行委員会</p>	<p>【名称】 丹原七夕夏まつり</p> <p>【目的】 “五感に訴えるふれあいとであいのまちづくり”をめざし、心のふれあう町民参加の夏まつりとして実施し、町内外の見物客を集め、地域間交流、あるいは、地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p>【主催】 丹原七夕夏まつり実行委員会</p> <p>【実施日】 8月5日～7日</p> <p>【実施場所】 丹原商店街通り</p> <p>【内容】 七夕飾りをして、踊り等のイベントが行われる。</p> <p>【参加者数】 約20,000人</p> <p>【補助金額】 平成13年度 2,500,000円 平成14年度 2,700,000円</p> <p>【交付先】 丹原七夕夏まつり実行委員会</p>	<p>【名称】 小松町ふるさと祭り</p> <p>【目的】 町民及び各種団体との融和を図り、活力ある小松町をめざす。</p> <p>【主催】 小松町ふるさと祭り実行委員会</p> <p>【実施日】 毎年8月の第1土・日曜日</p> <p>【実施場所】 小松駅前通り（予定）</p> <p>【内容】 カラオケ大会、ビアガーデン、ウナギのつかみ取り、即売会とバザー、宝投げ、小松町音頭踊り、清涼飲料無料試飲コーナー</p> <p>【参加者数】 約3,000人</p> <p>【補助金額】 平成13年度 400,000円 平成14年度 300,000円</p> <p>【交付先】 小松町ふるさと祭り実行委員会</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細項目	商工観光関係	
事務事業名	観光イベント助成事業等		専門部会名	産業経済部会	分科会名 観光分科会
調整方針					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【名称】 西条まつり</p> <p>【内容】 石岡神社、伊曾乃神社、飯積神社、嘉母神社の秋の大祭。絢爛豪華な祭りとして知られ、県の内外から多くの観光客が訪れる。</p> <p>【実施日】 10月14日～17日 (嘉母神社は、体育の日前2日間)</p> <p>【実施場所】 市内一円</p> <p>【西条まつり関連主要事業（平成14年度）】</p> <p>観光宣伝事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光ポスターの作成等 1,220,000円 ・写真コンテスト 220,000円 <p>交通規制図の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数 34,000枚 270,000円 <p>環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ箱及びごみ集積場の設置等 221,000円 ・仮設トイレの設置等 1,575,000円 ・駐車場等の整備等 3,329,000円 <p>西条市平和祭典運営協議会負担金 400,000円</p>	<p>【名称】 秋祭り統一運行</p> <p>【内容】 だんじりや太鼓台が壬生川駅前通りでかきくらべを行なう</p> <p>【主催】 東予祭会</p> <p>【実施日】 10月12日</p> <p>【実施場所】 壬生川駅前通り</p> <p>【補助金額】 平成13年度 30,000円 平成14年度 30,000円</p> <p>【交付先】 東予祭会</p>	<p>〔該当なし〕</p>	<p>【名称】 だんじり統一寄せ</p> <p>【目的】 地域の活性化に資することを目的とし、町内外からの見物客を集め地域の交流を図る。</p> <p>【主催】 小松町屋台運営委員会</p> <p>【実施日】 10月16日(予定)</p> <p>【実施場所】 小松小学校グラウンド</p> <p>【内容】 小松町内のだんじりを集め、かきくらべを行う。</p> <p>【補助金額】 平成13年度 300,000円 平成14年度 300,000円</p> <p>【交付先】 小松町屋台運営委員会</p>		
<p>【名称】 もみじまつり</p> <p>【目的】 石鎚山を訪れた観光客等に紅葉のすばらしさをアピールする。</p> <p>【主催】 西条市観光協会</p> <p>【実施日】 10月第1日曜日～11月3日 11月3日は法螺大会</p> <p>【実施場所】 成就</p> <p>【内容】 期間中に成就で福木、もち投げを行う。</p> <p>【補助金】 平成13年度 50,000円 平成14年度 50,000円</p> <p>【交付先】 西条市観光協会</p>					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細項目	商工観光関係		
事務事業名	観光イベント助成事業等			専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】 スノーカーニバルIN石鎚</p> <p>【目的】 親子で雪に親しんでもらい、冬の石鎚のすばらしさをアピールし、リピーターの確保を図る。（平成14年度から実施）</p> <p>【主催】 スノーカーニバルIN石鎚実行委員会</p> <p>【実施日】 12月下旬（予定）</p> <p>【実施場所】 石鎚ピクニック園地</p> <p>【内容】 そり競争、親子スキー教室、大抽選会、宝探し等</p> <p>【対象】 親子連れ中心（実績700名）</p> <p>【補助金額】 平成14年度 3,000,000円</p> <p>【交付先】 スノーカーニバルIN石鎚実行委員会</p>							
<p>【名称】 武丈公園観桜行事</p> <p>【内容】 花見にくる人達に対して環境整備のため、ぼんぼりの設置やゴミの収集トイレの清掃等を西条市観光協会に委託している。</p> <p>【実施日】 4月上旬～4月中旬</p> <p>【実施場所】 武丈公園</p> <p>【委託料】 平成14年度 480,000円</p> <p>【支出先】 西条市観光協会</p>							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細項目	商工観光関係		
事務事業名	観光PR事業		専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会
調整方針	観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【名称】 西条市観光PR事業</p> <p>【目的】 市の観光を積極的にPRし、観光客の誘致に努めるとともに、観光産業を育成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山空港口ビー展 ・松山空港等への写真広告掲出 ・新聞、観光情報誌等への広告 ・西条まつり写真コンテストの実施 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・観光パンフレットの作成及び配布 ・インターネットによる観光PR <p>【事業費（平成14年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山空港口ビー展 1,554,000円 ・松山空港等への写真広告掲出 1,101,000円 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 545,000円 ・各種観光パンフレット作成 3,709,000円 ・西条まつり写真コンテスト 220,000円 	<p>【名称】 東予市観光PR事業</p> <p>【目的】 市の観光を積極的にPRし、観光客の誘致に努める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレットの作成 ・本谷温泉ポスターの作成 ・新聞、観光情報誌等への掲載による広告活動 ・市の観光資源（カプトガニ、本谷温泉）入り名刺台紙の作成、無料配布 ・インターネットによる観光PR <p>【事業費（平成14年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本谷温泉ポスター作成 542,000円 ・観光情報誌等掲載料 800,000円 	<p>【名称】 丹原町観光PR事業</p> <p>【目的】 観光地のPR</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレットの作成 ・観光ポスター作成 ・観光誘導標識の設置 <p>【事業費（平成14年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹原七夕夏まつりポスター作成 409,500円 ・観光パンフレット作成 472,500円 	<p>【名称】 小松町観光PR事業</p> <p>【目的】 石鎚お山開きの周知及び小松町の観光資源のPR</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石鎚お山開き広告宣伝 ・観光ガイド作成 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・小松まつりポスター、チラシ作成 ・法螺奉納大会ポスター作成 <p>【事業費（平成14年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石鎚お山開き広告宣伝 73,500円 ・観光宣伝用年賀ハガキ作成 131,250円 ・小松まつりチラシ作成 37,265円 ・法螺奉納大会ポスター作成 84,000円 	<p>2市2町で事業の取り組み内容が違うことから調整を要する。</p> <p>2市2町で事業費の差異があり、調整を要する。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い	細項目	商工観光関係															
事務事業名	温泉施設等維持管理	専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会													
調整方針	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。																	
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容													
西条市	東予市	丹原町	小松町															
	<p>【名称】 東予市本谷温泉館</p> <p>【所在地】 東予市河之内甲494</p> <p>【目的】 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、あわせて市の観光振興に寄与する。</p> <p>【事業内容】 ・休養と保養の場の提供、余暇の有効利用の促進 ・文化活動その他福祉の向上 ・市民相互の交流活動及び観光振興の促進。</p> <p>【職員体制】 館長1名（職員）、嘱託員3名、従業員14名（人材派遣会社から派遣）</p> <p>【運営委員会の設置】 本谷温泉館の適正かつ円滑な運営に資するため、東予市本谷温泉館運営委員会を設置。 ア 委員数及び構成メンバー 10人以内で、市内の公共的団体の代表者及び住民の中から委嘱する。 イ 任期 2年 ウ 報酬 13,000円/年 エ 会議内容 温泉館運営に関すること等</p> <p>【休館日及び開館時間】 年中無休、営業時間は午前10時から午後9時30分まで 宿泊はチェックイン午後3時、チェックアウト午前10時</p> <p>【施設利用状況】 平成13年度宿泊客数 3,313人 " 入浴客数 224,994人 平成14年度宿泊客数 3,375人 " 入浴客数 217,209人</p> <p>【事業費】 東予市本谷温泉事業特別会計決算状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>89,426,298円</td> <td>88,790,900円</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>77,038,309円</td> <td>76,132,209円</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>12,387,989円</td> <td>12,658,691円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	13年度	14年度	歳入	89,426,298円	88,790,900円	歳出	77,038,309円	76,132,209円	差引	12,387,989円	12,658,691円			<p>【名称】 椿温泉こまつ</p> <p>【所在地】 小松町大字新屋敷乙22番地29</p> <p>【オープン予定日】 平成15年12月4日</p>	現在は、東予市のみ の施設であるが小松町は建設中である。	現行のまま新市に引き継ぐ。
区分	13年度	14年度																
歳入	89,426,298円	88,790,900円																
歳出	77,038,309円	76,132,209円																
差引	12,387,989円	12,658,691円																

先例地の事例

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 企業誘致条例及び企業誘致事業については、新たに制度を設ける。
- 2 融資制度については、新たに制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。その他の商工業振興事業については、新たに制度を設けるものとする。ただし、三瓶町発行の商品券については、合併時に廃止する。
- 3 観光振興事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 観光関連施設については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

〔さぬき市〕

- 1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。
- 2 預託金については、新市において預託金を設ける。
- 3 商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。
- 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。
- 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

〔篠山市〕

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- 3 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- 4 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

〔東かがわ市〕

- 1 融資については、引田町の例により、新市において調整する。
- 2 企業誘致については、新市において速やかに調整する。

〔江田島市〕

商工観光関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、現行のとおり実施する。
内容等については、新市において調整する。

〔上五島地域5町合併協議会〕

（商工業関係事業）

- 1 商工観光振興事業の奨励、融資、貸付、損失補償、利子補給、補助制度は合併までに調整する。
- 2 商工観光関係事業は、新町に引き継ぎ必要に応じて調整する。
- 3 商工会、観光協会は、合併後速やかに統合できるようその促進について調整を図る。
- 4 観光関連施設は、現行どおり新市に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。

（観光関係事業）

観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。

〔あさぎり町〕

商工観光関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町に置いて新たな施策を展開することとする。ただし、

- 1 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係市町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。
- 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。
- 4 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。
- 5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。